

「行政機関における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」の一部改正の新旧対照表

○ 行政機関における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について

(下線部は改正部分)

改正後	改正前
<p>7 個人情報保護委員会への報告</p> <p>行政機関は、番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに個人情報保護委員会に報告する。ただし、番号法第 29 条の 4 の規定に基づき、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」(平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号。以下「規則」という。)第 2 条に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態(以下「重大事態」という。)に該当する事案については、規則を根拠として個人情報保護委員会に報告することとなる。</p> <p>また、行政機関は、重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告する。</p>	<p>7 個人情報保護委員会への報告</p> <p>行政機関は、番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに個人情報保護委員会に報告する。ただし、番号法第 28 条の 4 の規定に基づき、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」(平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号。以下「規則」という。)第 2 条に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態(以下「重大事態」という。)に該当する事案については、規則を根拠として個人情報保護委員会に報告することとなる。</p> <p>また、行政機関は、重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告する。</p>